

平成27年2月定例会 県土整備委員会（付託）
平成27年2月26日（木）
〔委員会の概要 危機管理部関係〕

岡田委員長

それでは、休憩前に引き続き、委員会を開きます。（11時08分）

これより、危機管理部関係の審査を行います。

危機管理部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところですが、この際、理事者側から追加提出議案について説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【追加提出議案】（資料①）

- 議案第64号 平成26年度徳島県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第66号 平成26年度徳島県都市用水水源費負担金特別会計補正予算（第1号）

【報告事項】

- 「戦略的災害医療プロジェクト」基本戦略中間取りまとめ（案）について（資料②）
- 徳島県豪雨災害時避難行動促進指針（案）について（資料③）

床桜危機管理部長

危機管理部から2月定例会に追加提出いたしております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りさせていただいております、県土整備委員会説明資料（その3）により、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、平成26年度一般会計・特別会計補正予算についてでございます。

資料の1ページをお開き願います。

まず、一般会計予算についてですが、補正予算の総額は総括表の左から3列目、補正額欄の最下段、計に記載のとおり、23億9,659万7,000円の減額補正でありまして、補正後の予算額は39億1,543万9,000円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開き願います。

次に、特別会計予算についてであります。都市用水水源費負担金特別会計として、304万8,000円の減額補正であります。

続きまして、3ページを御覧願います。

課別に補正の主な事項について、その概要を御説明申し上げます。

まず、危機管理政策課でございます。

防災総務費の摘要欄①給与費の補正などにより、危機管理政策課全体で4,895万8,000円の増額補正を計上いたしております。

4ページをお開き願います。南海地震防災課でございます。

防災総務費の摘要欄①防災対策指導費では、徳島県生活再建特別支援事業において、全壊・半壊の被害認定を受けた住家が、想定よりも下回ったことによる1億5,000万円の減額や、摘要欄②総合情報通信ネットワークシステム運営費では、平成26年度、27年度の2か年を掛けて執行中であり当システムの再整備事業において、入札による請け差が生じたことにより、当初の総事業費62億円が38億4,500万円となったため、23億5,500万円を減額するものであります。

その一方で、社会福祉総務費の摘要欄①災害救助法施行費においては、昨年の台風や大雪被害により、災害救助法を適用したことに伴う災害救助基金への積立金を増額するもので、南海地震防災課全体では24億8,092万4,000円の減額補正を計上いたしております。

5ページを御覧願います。消防保安課でございます。

防災総務費の摘要欄①航空消防防災体制運営費における、消防防災ヘリコプターの修繕費の増加などにより、消防保安課全体で1,184万6,000円の増額補正を計上いたしております。

6ページをお開き願います。安全衛生課でございます。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費における、国の補正予算に対応した徳島県消費者行政活性化事業の増額などにより、安全衛生課全体で2,352万3,000円の増額補正を計上いたしております。

7ページを御覧願います。

次に、特別会計予算についてであります。早明浦ダム及び旧吉野川河口堰の管理に関する負担金の精算により、都市用水水源費負担金特別会計として304万8,000円の減額補正を計上いたしております。

8ページをお開き願います。繰越明許費についてでございます。

まず、南海地震防災課についてでございます。

防災対策指導費につきましては、とくしまゼロ作戦緊急対策事業において、市町村が実施します一部の事業で、工事等の遅れにより年度内の完成が見込めないことや、徳島県生活再建特別支援事業において、市町村が実施します助成事業の進捗状況にかんがみまして、3億4,000万円の繰越しをお願いするものであります。

総合情報通信ネットワークシステム運営費につきましては、当システムの再整備に関して、工法の検討や関係機関との調整に不測の日時を要したことなどにより、6億4,000万円の繰越しをお願いするものであります。

これらの事業により、南海地震防災課全体で9億8,000万円の繰越しを計上いたしております。

続きまして、安全衛生課についてでございます。

消費者行政推進費につきましては、先ほど御説明しました国の補正予算に対応した事業費の増額分、2,429万6,000円について繰越しをお願いするものであります。

危機管理部関係の提出案件の説明につきましては、以上でございます。

この際2点、御報告いたします。

お手元に御配付の資料(その1)を御覧ください。

「戦略的災害医療プロジェクト」基本戦略中間とりまとめ(案)についてでございます。

「戦略的災害医療プロジェクト」につきましては、東日本大震災における教訓を踏まえ、災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすことを目標に掲げ、取り組んでいるところですが、このたび、医療、防災、企業などの関係者からなるプロジェクト会議での御意見、御提言を踏まえ、基本戦略中間とりまとめ(案)を策定いたしました。

プロジェクトの行動方針として、平時から災害時へ、災害時から平時へ、つなぎ目のない「シームレス」な医療の提供、「地域ぐるみ」による医療提供体制の構築を定めるとともに、この行動方針に沿って展開する施策を、行動計画として次の五つの分野に分けてまとめております。

まず、「1 災害医療力の強化」につきましては、各圏域における災害医療体制の構築や、DMAT、DPATなど災害医療を担う人材育成、防災関係機関との連携強化などによる対応力の強化などに取り組むこととしております。

また、「2 要配慮者支援の強化」においては、高齢者、障がい者などの健康維持に向けた支援や、災害医療推進基金による医療やケアの中断が命にかかわる在宅患者など、災害時要配慮者へのきめ細かな支援に、「3 避難環境の向上」では、避難所運営リーダーの養成などによる地域ぐるみでの避難所運営や、アマゾンジャパンの「ほしい物リスト」の活用などによる快適で多様な避難環境の創出に、「4 情報共有機能の強化」では、「戦略的災害医療“G空間”プロジェクト」などによる情報通信手段の複線化、高機能化や、医療や防災機関などの情報共有に、「5 災害医療・支援ビジネスモデルの創出」では、徳島ならではの防災用品の普及ビジネス機会の創出や、最先端の防災用品の導入実証などに取り組むこととしております。

この基本戦略については、県議会での御論議も踏まえ、年度内に中間とりまとめを決定し、中間とりまとめに位置づけた施策は今後着実に実施するとともに、今年の秋ごろには、より具体的な計画として最終取りまとめを行いたいと考えております。

次に、お手元に御配付の資料(その2)を御覧ください。

豪雨災害時避難行動促進指針(案)についてであります。

昨年、県内各地に大きな浸水被害をもたらしました8月豪雨の際には、県内で最大約20万人に避難勧告が、また、約1万人に避難指示が発令されたものの、実際に避難した方はわずかであったこと、さらに、避難しようとしても浸水により避難所へ行けなかったという事例も発生いたしました。

こうした事例を検証し、住民の安全な避難態勢を構築するため、学識経験者や関係首長などで構成する検討会議での意見や徳島大学における調査結果などを踏まえ、指針(案)を策定いたしました。

内容としましては、まず、「1 避難情報のあり方」につきましては、市町村が空振りをおそれず、タイムラインに沿って早めの避難情報の発令をすること、避難意識の低下につながる全域発令を避けること、「2 住民への情報提供のあり方」では、テレビ、防災無線、インターネットなど情報の複線化、できる限り「見える化」した情報提供、「3 住

民の避難行動のあり方」では、「家族継続計画」による日ごろからの備え、自主防災組織や消防団による避難の呼びかけなどを位置づけております。

今後、県議会での御論議を踏まえ、来月中にはこの指針を決定し、市町村における避難勧告等の判断や防災情報の強化に役立てていただくとともに、住民の安全な避難に結びつけてまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

岡田委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

大西委員

まずはじめに、過日東京で、水素社会の推進について視察をさせていただきました、いろいろ東京の取組をお聞きいたしました。

当然、水素ステーションをたくさん造っていくということはもちろんのこと、東京の計画としては燃料電池船、燃料電池バス、そして路線バスを全部燃料電池バスにしていこうということで、これを5年後の東京オリンピックまでにやって、東京は水素社会、エコ社会であるということをアピールしていくようです。

徳島と違ってお金が豊富にあるので、そういうことが計画どおりできていくのだろうと思います。東京都がリードして日本全体が5年後に向け、あるいは5年後をポイントとして、日本全体が水素社会になっていくのだろうと思います。

その中で、建物に対しての燃料電池の使用ということがあります。東京都の書類上も家庭用燃料電池、家屋用燃料電池という言い回しをしておりますが、これは商品名が一つしかなくて、エネファームという商品名だそうです。その商品名を言うとイメージできるということで申し上げますが、エネファームが都市ガスを利用して水素を作り出し、その水素を利用して電気を起こす。お湯は都市ガスで作って、家の中で利用する電気は分解した水素で作って供給するというので、エネファームはお湯と電気を両方供給する装置ということなんです。

それで、今までは都市ガスだけだったようなのですが、プロパンガスに対応したエネファームもできたそうです。それで、災害のときにプロパンガスだったら独立しているわけですから、プロパンガスのボンベとエネファームの装置さえあれば、電気とお湯は供給できるという状況になるらしいです。それで、家庭用燃料電池をまだ設置していないところについては、それほど多額ではないですが、補助金を出すのでどんどん設置してくださいという施策を東京都はやっております。

やっぱり3.11のときに、東京もかなり停電をして大変だったらしいです。プロパンガスの燃料電池ができましたら、災害時に発電所が止まって停電になって孤立したときに、プロパンガスの家庭用燃料電池が非常に効果を発揮するというので、今、東京都は進めて

おります。

そういうお話を聞きまして、南海トラフ地震で大きな揺れや津波が来て孤立する、あるいは、この間の県西部のように、大雪で孤立するという事になったとしても、自分の家の中だけは電気とお湯が供給できますので、プロパンガスの家庭用燃料電池を活用することが絶対必要だと思って帰ってまいりました。

そこでお聞きをしますが、是非、徳島県も備品としての建物用燃料電池、これを今後、大きな被害が想定される地域から設置できるような施策を行っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、災害時に発電できるエネファーム、そういうものが停電時に非常に有効であるということで、今後普及を図っていくべきではないかという御質問でございます。

委員がおっしゃいますように、南海トラフの巨大地震とか昨年12月の大雪、こういふときに停電が発生をした場合、非常に大変なことになるということは十分認識をしております。熱源や通信を確保するための発電可能な設備を備えておくということは、孤立化対策、災害対策として、非常に重要であると考えております。

そういうこともありますので、現在県から市町村に対して補助をする、とくしまゼロ作戦緊急対策事業がございます。この中で、市町村が避難所の自立型ライフライン機能強化をするため、例えば太陽光発電でございますとか、LPガスによる発電装置等につきまして整備をする場合には、幅広く柔軟に採択して、支援をしてまいりたいと考えております。

また、個人住宅につきましては、県土整備部の事業になりますけれども、住まいの安全安心なリフォーム支援事業というものがございまして、これは住宅の倒壊等による被害の軽減を図ることを目的として、木造住宅の耐震化工事と併せて行うリフォーム工事を実施する場合には、省エネルギー性能の向上に資する工事としてやるときに、このエネファームも該当するという事ですので、お伺いしております。

そういうこともありますので、今後も孤立化対策といたしまして、太陽光発電やLPガスによる発電装置等の整備に対しまして支援を行い、エネルギーの多重化を進めてまいりたいと考えております。

大西委員

県としては、避難所が機能するような市町村の施策に対して補助をする中に、燃料電池も入るということですが、私は今まで余り聞いたことがないので、そのような認識はないと思います。

やはり、先ほど酒井室長さんがおっしゃったように、結局、太陽光パネルとか風力という、今までのもので非常用の電気をとっていくということだと思います。ですから、今後、燃料電池を避難所等にどんどん設置をしていくように、危機管理部が率先してやっていく必要があると思います。どこかが音頭をとってやらないと、皆、太陽光パネルとか、そのような考えしかないだろうと思うので、建物用の燃料電池が普及したら良いということ、危機管理部が一つ認識を持って計画の中の項目に入れていただいて、是非とも普及させて

いただきたい。まだ、そのように位置づけられていないと思いますので、是非ともやってもらいたい。今の室長の御答弁では、どんどん支援していきたいという話でございましたので、是非とも具体的な形になるように支援をお願いして、普及できるようにしてもらいたいと思います。

それから、個人用の建物の改修も対象になっているということですので、これは県土整備部だと思いますが、家庭用燃料電池が改修の中に入っているというのは私もイメージがないし、聞いたこともないので、余り普及していないと思います。ですから、プロパンガスの燃料電池という装置は、災害のときに大変有効であるということを行政が言わないと、誰も見向きもしないのではないかと。省エネのものであれば、結局は太陽光パネルとか風力発電というところに行ってしまうと思いますので、是非、災害のときにも非常に役立つ家庭用燃料電池の普及を県としてやっていくべきだと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、阪神・淡路大震災からもう20年たちます。その20年前から、自衛隊、警察、消防、行政の無線が全然ばらばらで、大災害の時に連絡がとり合えないという問題、課題が大きいくローズアップされたのですが、この間、金井課長にそのことは解消できているのですかとお聞きしましたら、いまだに自衛隊も警察も消防も行政無線も皆別々で、解消は図られていませんというお話でした。20年間、行政は一体何をしてきたのかという感じはあるのですけれども、なかなか難しいとは思いますが。

この委員会で、東北の自衛隊基地に視察に参りまして、航空自衛隊と陸上自衛隊と海上自衛隊、ヘリや地上の隊員、それから車で走行する隊員と、それはいろいろいるわけですが、航空自衛隊、海上自衛隊、陸上自衛隊、全部無線が通じるのですかと質問をいたしました。そのとき、いまだに自衛隊でさえ、その三つが同じ無線を使っていないということでしたので、行政と自衛隊が一緒の無線になっているということもないのだろうと思いましたが。ただ、やっぱり今回のような県西部の大雪災害のときに、市町村役場と県がいろいろな情報を得ても、その情報をすぐさま現場の隊員に伝えられるのか。そして、本当にこの人が大変だという情報が入っても、それを現場で動いている自衛隊の隊員に伝えられない、あるいは指示できないことがあるのではないかと私は想像します。それで、今後も、行政と実働部隊の自衛隊、警察、消防が、同じ情報を持てるように努力すべきだと思います。それで、県では無線が通じないということ、どのように解消しようとしているのか。これは多分、今回の議案の総合情報通信ネットワークシステムというのがそういうことだと思いますが、この無線をデジタル化するのでしょうか。そのときに、自衛隊、警察、消防などの機関を入れるような話を聞いたのですが、それを少し説明していただけますでしょうか。また、6億4,000万円が繰越明許になっていきますけれども、いつごろ無線がネットワーク化できるのか、そういったことも含めてお答えいただきたいと思えます。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、防災関係機関の間で無線の統一がなかなか進んでいないといったことと、総合情報通信ネットワークの整備状況についての御質問でございます。最初に、無

線の統一についてですが、委員おっしゃるとおり、災害現場において各機関がそれぞれの職のために整備しております無線通信手段につきましては、それぞれの指揮者のもとで指示、報告等の通信を行っております、これら各機関が独自に運用しております通信手段の統一ということにつきましては、電波法により各機関が開設する無線局の開設目的、通信事項などが定められておまして、それぞれが目的を達成できるよう専用の周波数を割り当てられているといったことで、機能、システムが異なっているため、現在まで統一を図ることは困難な状況となっております。

それで、今、県が総合情報通信ネットワーク、いわゆる防災行政無線の再整備に取り組んでおります。これは、整備後17年が経過して老朽化が進んでいるとともに、委員がおっしゃるとおり、デジタル化への対応が求められているところでございます。

そこで、市町村や防災関係機関などとの通信の高い信頼性を確保するという一方で、今度デジタル化になりますと、秘話性とかクリアな通信ができる。あるいは、有線が切れてもインターネット、メールでの通信が可能となり、現在は音声とファクスの通信だけですが、これからはインターネット、メールでの通信も可能なIP化を進めることにしております。

そして、この事業につきましては、今年度と来年度の2か年を予定して債務負担をいただいております、今回繰越しを行いますけれども、次年度しっかりと進捗を取り戻しまして、来年度完成を目指して頑張っていきたいと考えております。

現在、県の防災関係機関のほか、市町村、市町村消防本部、一部自衛隊など65機関に端末局を配置しておりますが、この再整備工事におきまして、新たに阿南市に駐屯しております陸上自衛隊14施設隊をはじめ、鳴門病院、那賀町消防など五つの端末局を増やして県からの情報、あるいは防災関係機関からの情報もやりとりできるようにする。さらに、再整備が完成しますと音声通信のみならず、非常時でもインターネット、メール等のデータのやりとりもできるということで、県がやっております災害時情報共有システムなどを通じまして、各機関の運用状況や部隊の展開状況などもお互いに情報共有できるようなシステムにしたいと考えております。

大西委員

よくわかりました。この防災行政無線のデジタル化を今年度と来年度の2か年でやるということで6億4,000万円繰越しして、また平成27年度の予算も計上するということですね。それで、デジタル化をして、音声とファクスのみだったのをインターネットやメールも可能にするということで、この防災行政無線で配信できる。それで、阿南市の陸上自衛隊にも端末を設置して、常に連携をとれるようにするとともに、消防本部にも入れるということで、災害時の情報共有システムも防災行政無線で流せるということで、機能が高まるということは非常に喜ばしいことだと思います。

これは平成27年度中にできるというのですが、この間も牟岐町の震度5強の地震があって、その後も和歌山でときどき地震がありまして、私はかなり南海トラフ地震というのが近づいてきているのではないかと思うのですが、平成27年度中、平成28年3月31日にできますというのでは、意味がないのではないかと思います。大きなお金を掛けてやる、しか

も、機能を高めて災害時に非常に効果を発揮するというのであれば、是非とも、一日も早くしなければいけないと思いますが、今、御説明を頂いたシステムはいつ使えるようになるのですか。そして、コンピューターのことですから、そういう作業をするのは、やっぱり限られた作業員でないとできないということもあるのでしょうか、是非とも、一日も早くやるべきだと思いますが、いつ完成して、いつからデジタル無線が使えるようになるのか、お答えいただきたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、総合情報通信ネットワークを早く整備してはどうかということですが、今回、2か年工事を予定しておりまして、委員の趣旨も踏まえまして、できるだけ工事を早く進めたいと思います。目標といたしましては、来年度ですけれども、平成28年の1月ごろから試運転をし、本格運用は平成28年度4月からを目指して、今工事を進めているところでございます。

大西委員

確かに、コンピューターのシステムや機械の設置、そして今回、回線をつなぐということですから、確かに時間が掛かると私も理解はしますけれども、平成28年1月に試運転して平成28年度4月から本格的に運用するということでは、少し遅いのではないですか。6億4,000万円が繰越明許になっているということは、少し遅れているということですか。先ほどの御説明では、今まで周辺の関係施設とか関係機関と調整ができなかったみたいなこともおっしゃっていましたが、少し遅れている。しかし、これは良いことですから、もっと早くしなければいけない。ただ、業者がもう平成28年1月でないと間に合わないと言ってるから、そのように答弁されたのかもしれないかもしれませんが、手抜きされても困りますけれども、もっと詰めて少しでも早く、平成27年中にできないのでしょうか。東日本大震災が3月11日、阪神淡路大震災が1月17日ということで、冬場に地震がたくさん起こっているのです。できたら試運転は8月とか、そういうことで早めてできないかと思いますが、最後、それだけ早くできないかということと、それを皆さん期待していると思いますので、そういう決意をお聞きして終わりたいと思います。

床桜危機管理部長

さきの事前委員会で、去る2月6日の南部での地震、これは科学的な関連性ということについては明確ではないのですが、やはり、我々の最大の難敵でございます南海トラフ巨大地震の天からの警鐘であると、このように申し上げました。したがって、その対応は相当スピード感を増して取り組んでいく必要があると、このように考えております。今、御指摘を頂きましたネットワーク再整備工事、これは関係機関の情報の共有のための、正に根幹にかかわることでございますし、そのことがうまくワークすることによって、多くの人の命を助けることができるということでございます。

したがって、今、御指摘を頂いた点、これをしっかりと事業者に伝えまして、一日でも早い完成を目指して我々としても取り組んでまいりたいと、このように考えておりま

す。

臼木委員

私も、大西委員と関連することですけれども、今年は8月豪雨や12月の大雪、この2月6日には県南で震度5の地震など、相次いで自然災害が発生しました。こうした災害時、大雨警報や避難勧告などの、必要な防災情報を住民に確実に伝えることは、まずは大切でないかと私は常々思っております。

そこでお聞きしますが、現在、県や市町村では住民に情報提供する手段としてどのようなものがあるのか、お教えいただきたいと思っております。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、住民への防災情報等の提供手段についての御質問でございますが、気象警報とか避難情報といった防災情報を住民に伝えるということは、極めて重要であると考えております。

そこで、県では気象台から送られてくる気象警報や、今後の雨の見通しといった府県情報などの気象情報につきましては、先ほど説明いたしました防災行政無線などを活用しまして、市町村や消防などの防災関係機関に対し、迅速に伝達しているところでございます。

住民への伝達につきましては、これを受けた市町村が住民へ情報を流すというのが役割でございますけれども、避難勧告などの避難情報の発令を判断して住民に周知することは市町村でしておりまして、その手段に関しましては、市町村でも独自の防災行政無線を活用しまして、同報系無線でありますとか、個別受信機などを通じまして、情報を伝達しております。

また、最近では鳴門市や吉野川市におきまして、登録を行った方の携帯電話に情報を流す独自のメール配信サービスとか、徳島市や藍住町では防災ラジオの配付、そのほかではケーブルテレビによる告知放送、あるいは携帯電話事業者と連携した緊急速報メールなど、それぞれの地域の実情に応じて、様々な手段で情報を多重化する試みが行われております。

県としましても、住民向けの情報伝達手段といたしましては、「すだちくんメール」による情報配信や、公共情報コモンズ、Lアラートといたしますが、それを通じてテレビ等に避難情報を送るなどの取組を進めているところでございまして、今後とも防災行政無線をはじめ、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話など、多種多様な媒体を活用して、市町村と連携をとって取り組んでまいりたいと考えております。

臼木委員

私も知り得ないようなあらゆる手段をとられて、避難勧告やいろいろな情報配信をされていますが、本当に、瞬時に連絡がお年寄りにでもわかるような施策をとっていただきたいと思っております。住民の情報提供に関しては、まずは市町村の役割であると述べられておりますが、県も今回6億4,000万円の予算を計上されているようですが、市町村がこれだけ広範囲に災害時の情報手段を整備するのは、デジタルとなると相当なお金を要するだろうと思っておりますが、現在、県では市町村に対して、避難勧告が速やかにできるようなシステム

として、どのような支援や援助をされているのでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま委員から、市町村が、災害時における住民の方々に向けた情報手段を整備するということに対して、どのような支援を行っているのかという御質問でございます。

県では東日本大震災を受けまして、平成23年度からとくしまゼロ作戦緊急対策事業という制度を設けまして、市町村が行います避難路や避難場所の整備のほか、情報手段につきましても支援を行っているところでございまして、この中で、孤立化集落に対する情報手段の確保対策といたしまして、衛星携帯電話の整備につきましても、平成24年度より支援をしております。

また、昨年12月の大雪で孤立化集落が発生した際には、携帯電話等の充電が切れたことにより通信が途絶えたということもあり、充電器や発電機等につきましても、支援の拡充を図ってきたところでございます。

今後とも、市町村に対しまして、とくしまゼロ作戦緊急対策事業により積極的な支援を行い、通信の多重化を図ってまいりたいと考えております。

臼木委員

それと、大西委員に答弁されておりましたが、自衛隊、警察、行政が大震災などのときに、電波法の関係で周波数帯を変えているのではないかと思うのですが、そのトップの指揮者が指示、指令を出す関係で、統一に向けたということが難しいようではございますけれども、やはり、行政、警察、自衛隊などが同時にそれを察知しないことには、速やかな対応ができないのではないですか。もう一回教えていただけますか。

金井南海地震防災課長

委員おっしゃるとおり、現在の各自衛隊、警察、消防、あるいは県など、行政が持ちます無線の周波数というのが電波法により定められておまして、各機関が行う無線局の開設の目的、あるいは通信事項などにより、それぞれが目的を達成できるようにということで、専用の周波数が割り当てられているため、それを統一化できていないといったことでございます。

ただし、災害現場において、別の機関の隊員同士が連絡をとり合う方法というのは、非常に課題でございます。そのため、災害現場における関係機関同士の情報共有の方法としましては総務省の告示がありまして、告示に基づき無線局の管理や運営に関する契約を締結した上で、県が保有する移動式の無線機を貸し出すことによりまして、災害現場における情報共有を図ることは可能となっております。現在50台ぐらい、貸し出す機械は持っているところでございます。

臼木委員

電波法の関係で、統一するには法律改正が必要なのですか。

金井南海地震防災課長

委員から、法律改正が必要かということでございますが、今の法律によりまして、例えば、県が警察用の無線は開設できないということになっており、そもそも開設することができないといったことがございます。やはり、法律改正が必要ではないか思います。

臼木委員

12月の大雪の際には集落が孤立し、今朝も30分ほど黒川三好市長と話をしたのですが、電話が通じない状況が続きました。住民への情報提供をはじめ、住民からの情報をとる手段を確保していく必要を強く感じたわけでございます。また、6月の付託委員会でも私は質問をさせていただきましたが、阪神・淡路大震災や東日本大震災の応急活動の際に、アマチュア無線が特に活躍をいたしました。

私は、阪神・淡路大震災の3日後に、それもたまたま無線を聞いていたものですから、大変だということがわかりまして、これは一番に必要なのは水だろうということで、軽自動車に一杯高知の水を持って行ったのですが、近くまで行きましたがほとんど立ち入りできなかったのもので、現地の人にあげて帰ってきました。あのとき、無線もテレビもすべてアウトになりました。

そこで、現場で感じたのは、モバイル無線が大活躍しているということでした。もうそれだけが頼りでいろいろしていたという状況で、携帯電話が普及する以前は、アマチュア無線は仕事には使ってはならないけれども、いろいろな大活躍をしておりました。それで、免許を取っている方も多いです。携帯電話が普及したから、今、余り使われてないのですが、これはもう、震災時にはなくてはならないですし、これは利用したほうが良いと思います。防災の情報手段として、災害時に強いアマチュア無線を推進していくべきと思うのですが、これは趣味でやっておりますし、今でも県西部の方に行ったらタワーが幾らでも建っているように思いますが、このことについて部長の御意見をお伺いします。

床桜危機管理部長

防災面でのアマチュア無線の活用ということの御質問でございます。

やはり、今回の大雪の関係等で、通信手段ということで大きな課題も残ったところでございます。やはり固定電話、あるいは携帯電話、不通になった場合ということで、その代替手段として、アマチュア無線というのは非常に意義があると、このように強く思っております。

従来、県立防災センターで、アマチュア無線連盟との連携による啓発活動等は行ってきたわけですが、それをやはり一歩進める必要があると、このように考えております。

具体的には、来週、3月5日に災害医療のワークショップを木屋平地区で行います。そのときに、具体的に避難所ということで、住民にも参加していただきまして、アマゾンと協力した「ほしい物リスト」の実証実験もやるのですが、併せてアマチュア無線を活用して、これだけ効果があるということも住民に知っていただく取組もお示しをしたいと、このように考えております。

あとは、こういったことを他の市町村でもどんどん広げていっていただけるように、先

ほど酒井室長も申し上げましたけれども、県の補助制度でもそういったことが使えるような仕組みになってございますので、この点につきましても、全ての市町村に対してアマチュア無線の有効性というものをPRし、どんどん普及してまいりたいと、このように考えているところでございます。

岡田委員長

それでは、午餐のため休憩いたします。(11時57分)

岡田委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。(13時05分)

それでは、質疑をどうぞ。

古田委員

先ほどの報告の中で、生活再建支援制度のことが言われました。床上浸水だったところに100万円補助が出るということで、支援を受けられた方からは、本当に有り難いです、助かりました、電気製品などにも適用できるということで本当によかった、県が早く救ってくれたという声がたくさん返ってきました。しかし、壁などはそのままにしておいて大丈夫と思っていたのが、乾くにつれてはがれてきているということも言われる方がいらっしやって、まだきちんと領収書を添えて申請できてないという方もいらっしやいました。

この防災総務費の分で、執行額が5億1,891万5,000円で繰越額が3億4,000万円ということですが、現状がどのようになっているか、お伺いをしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、生活再建特別支援事業の進捗状況はどうなっているかというお話でございます。

2月23日時点の給付済みの件数は331世帯で、給付済み金額といたしましては、県、市町村の負担分を合わせまして2億2,555万円が支給されておりまして、県費の補助額としては約1億4,000万円ということになっております。

古田委員

まだ残っている世帯というのはどのくらいですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、どのくらい残っているかということでございますけれども、対象の世帯が720世帯ございまして、そのうち既に支払が終わっている世帯数が331世帯ということでございます。ですから、その差を言いますと、約400世帯残っているということになります。

古田委員

被災された方々にとっては本当に有り難い制度ですので、その実施に向けて、最後まできちんと対応していただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

次に、残留農薬の基準のことでお伺いをしたいのですが、勝浦町の輸出用みかんを県が持ち帰って検査をしたら、スプラサイドというのでしょうか、それがEUの基準よりも15倍の高さで検出されて、日本の基準には合致をしていたけれども、EUの基準では駄目だということで、輸出ができなかったということがありました。

EUの基準が0.02ppmで日本は5ppmということで、250倍もの高い基準ですけれども、そういうことで本当に健康被害はないのかというのが心配な点ですけれども、その残留農薬基準というのを見直す必要があるのではないかと、国に対してしっかり物を言っていくべきではないかと思っておりますが、その点はいかがでしょうか。

西條安全衛生課長

今、古田委員のほうから、勝浦町のみかんのスプラサイドという農薬がEUの基準値を超えて残っていたために輸出ができなかった、日本の基準5ppmというのは、非常に高いのではないかと御質問でございます。

この食品中の残留基準と申しますのは、食品衛生法の中で規定がされておまして、この基準につきましては、委員御指摘のように、日本では5ppmとなっているのですが、日本におきます残留基準の設定の仕方につきましては、一生食べ続けても問題がない、健康被害への影響が出ないといわれている1日の摂取許容量、ADIというのですが、これを基準に定められております。この基準案は、厚生労働省の薬事・食品衛生審議会におきまして審議、評価され、食品ごとに残留基準値が設定されているものでございます。

この残留基準の設定の基本的な考え方につきましては、世界共通ではあるのですが、その地域におきます気候風土や害虫の種類などによりまして、使用されます農薬の種類であったり、また、食品の摂取量の違いによりまして、残留基準値が異なるというものでございます。

例えば、日本人はお米を主食としておりますので、欧米の方に比べまして、非常にお米をたくさん食べるということになっております。ですから、そういうものにつきましては、欧米よりも更に厳しい基準になるということになります。今回のスプラサイドにつきましては、通常の場合、これを一生食べ続けても0.3ppmということでございますので、通常食べる量の17倍以上、毎日食べ続けても問題がないという量でございます。

委員のほうから、日本の基準が緩いので、厚生労働省に申入れをする必要があるのではないかとございまして、今申しましたように、この基準値につきましては、一生食べ続けても問題がない量に、更に日本人の食性等を勘案した中で決められているというものでございますので、基準としては非常に安心できるものと理解しております。

また、この量につきましては、審議会や厚生労働省とはまた別に、独立した機関で提言された中でいろいろ審議されて、それを受けて、国のほうもそういった意見を参考にして基準値を定めているものでございますので、問題はなかろうと考えております。

古田委員

今の日本の基準で、また同じようにカイガラムシなどが発生して同じように農薬を使うと、また、みかんが輸出できないということになるのではないですか。やっぱり、日本の基準をもう少し厳しくしないと、EU諸国とも合わないということになってしまうのではないですか。やっぱり、一生食べ続けても大丈夫ということで基準が決められていると言われながらも、外国で駄目なものは、日本でも駄目ということになるのではないかと、そうすべきではないかと思えます。それは、発生する虫などが違うからということをおっしゃるけれども、そこが私としては心配であります。

例えば、ずっと以前ですけれども、漢方薬の関係で農民連という組織があるのですが、その食品分析センターでいろいろ調べてみると、中国のサンシュユというものにはパラチオンというものが含まれていて、大きな問題になったことがあります。そういうものには残留農薬基準というのが設定されていなくて、問題のあるものが出回っていたということで、日本では毒性があるということで禁止されているものが、よそでは使われていたということもあります。輸入食品の場合、日本では食品衛生監視員というのが検疫所に配置されているのですけれども、全国に341人、これは2006年のときの数ですけれども、全国で341人しかいないという状況の中で、ほとんど検査がされずに、そしてまた、検査結果を待たずに外国から入ってきたものが流通するような仕組みになっております。ですから、日本から出すもの、それから外国から入ってくるものは、きちんとした基準というのを決めないと、健康にも影響があるということで問題だと思えますので、そういったことも含めて、本当にその基準で大丈夫なのかということ、常に監視し検討するという構えでなければ、県民の、国民の健康を守れないということで、是非お願いをしたいと思っておりますけれども、その点はどうでしょうか。

西條安全衛生課長

今、外国から入ってくるもので、基準がないものもあるのではないかと、また、国内に入ってくる食品についてしっかりと検疫等、調べていく必要もあるのではないかと御質問を頂いております。

この基準につきまして、特に国内で流通しているようなものであったり、想定されるものについては、個別基準というもので、それぞれその食べ物に合った基準が決められているということでございまして、それは先ほど申しましたADI、1日に摂取しても健康に被害が出ないという量でございまして。

一方、そういった想定されていないようなものの場合ですけれども、例えば、国内のほうにおきまして、そういった個別基準がないものについては、一律基準というものが定められておきまして、これについてはADIをもとにいたしまして、0.01ppmという非常に厳しい数字が掛かっておりますので、その個別基準がないものについては、この0.01ppmというのを一律基準という形で定めて使っております。

また、検疫等につきましては、書類審査、またサーベイランス等を行いまして、国のほうも検疫を行っているわけですが、委員御心配のように、漏れがあった場合どうするのかということも想定しておきまして、そういった国内に入ったものについて

は、各都道府県におきまして、我々食品衛生監視員がモニター調査を行って、サーベイランス調査を行いまして検査を行うということで、流通しているものについても検査を行っているところでございます。もしそこで違反食品があれば、それについて国のほうに報告をして止めていただき、また、事業者に対して回収していただくということをとっているところでございます。

古田委員

かつては、中国のギョーザの事件もありました。ですから、きちんと県のほうが対応できる部分はしっかりと対応していただきたいと、改めてお願いをしておきたいと思えます。

次に、先ほどの報告の中で、徳島県豪雨災害時避難行動促進指針(案)というのが出されました。いろいろな災害が予想される場合に、タイムラインでどのようにしていくということが言われているわけですが、那賀川の豪雨災害の場合には、住民の皆さんはエリアメールで5,400トンの水を長安口ダムから流しますとの避難してくださいということが流されたわけですが、5,400トンも流した場合に、どこまで水が来るのかというものも含めて、これは全体に出しても逃げないということで、細かく地区ごとに情報を流していこうということが言われているわけです。

そういう場合に、ただこれだけの水が来ますというだけではなくて、どこまで来ますからこの地区の人はしっかり避難してくださいという緊張感、それから、本当に逃げなければいけないかどうかという、そういう判断ができる情報を流すということが両方必要だと思いますので、そういったことも含めてしていただきたいと思えますけれども、その点はいかがお考えでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま、委員より、豪雨災害時避難行動促進指針(案)についての、細かく情報を出すようにといったことの御質問でございますけれども、委員おっしゃるとおり、この指針につきましては24市町村を対象に、市町村が非常に悩んでおります避難指示、避難勧告、あるいは避難準備情報を出すタイミングといったもののひな形として、タイムラインをお示しさせていただきました。その中でいろいろお話を聞きますと、やはり、今でも市町村単位、あるいは、合併前の旧市町村単位全域に避難勧告、避難指示を出してしまうといった事例も多々ございました。それで、全域に避難勧告を発令するといったことにつきましては、広い範囲に出すということがありまして、大丈夫な家もかなりありました。大丈夫な家の方は、前回大丈夫だった、今回大丈夫だったということで、次も多分大丈夫だろうという避難意識の低下になるということが、委員のほうからも指摘がございました。それで、市町村に対しましては過去の災害経験、あるいはハザードマップなどをもとに、地域ごとの特性をあらかじめ把握していただいて、細かな地区ごとに割って避難していただきたいということを、指針で市町村に周知していきたいと思っております。

なお、細かく出すためには、過去の洪水で流域平均雨量がどの程度で危険氾濫水位に到達したかとか、どこまでダム放流量で浸水したかといったようなことも、市町村は認識しておく必要があると思えます。そういった意味で、那賀川に関しましては、現在、県土整

備部のほうでダムの放流量、洪水水位に基づくタイムラインを作っているようでございますので、私どもの指針といたしましては、24市町村を対象に避難勧告等の判断基準、あるいは、防災情報の強化に役立てていただくためにこの指針を作っておりますので、より細かな情報が提供できるよう、県土整備部と連携してまいりたいと思っております。

古田委員

本当に安心して住める地域を作るということが、行政の大きな役割だと思いますので、その情報に関しても、本当に今逃げなければいけない、緊張感を持ってと言っても、3割しか逃げなかったというような情報ではなくて、やっぱり細かい点も含めて情報を届けてくださるようお願いをしておきたいと思っております。

次に、「戦略的災害医療プロジェクト」基本戦略中間取りまとめ(案)が報告をされました。この中で、要配慮者支援の強化ということで、高齢者や障がい者への支援の強化、このことがうたわれております。

その中で、毎日新聞で、在宅酸素療法が災害時に備えてきちんと要援護対象になっているかということが報道されております。要援護者対策は、市町村が名簿を作成するわけですが、その要援護者対策のそれぞれの市町村での名簿というのは、もう全部出来上がっているのでしょうか。

それぞれ市町村が努力してされていると思っておりますけれども、その中で、在宅酸素療法の患者さんに対して、ここでは全国の自治体アンケートを大学の先生がされたということで、回答を寄せた863自治体のうち650自治体、75%が患者さんを災害時の要援護者にしていますが、実際は、障がい等級や要介護認定を受けているかどうかといったものを条件にしているために、88%の方が対象になっていないという結果が出たようですけれども、徳島県の場合、どのような状況になっているのか。それは地域福祉の分野、それから健康増進課とか、いろいろなところと連携しながら進めていかなければいけないとは思いますが、ここで指摘をされているように、本当に停電になってしまった場合に健康が脅かされる、命がどうなるかわからないという方々に対して、この在宅酸素療法の患者さんだけではなく、そのほかの方々にもあると思うのですけれども、そういった方々が本当に救われるためには、それぞれの課と連携をして取組を強めなければいけないと思っておりますが、その点はいかがお考えでしょうか。

鎌村災害医療上席推進幹

ただいま、古田委員より、この戦略的災害医療プロジェクトの中におきまして、今回、基本戦略中間取りまとめ(案)を御報告させていただいているわけですが、その中におきまして要配慮者対策、その中でも災害時における在宅酸素療法患者さんのことにつきまして、先般、毎日新聞等で報道されました、12月のシンポジウムについてのことでの御問合せと思っております。こちらの中間取りまとめで、23ページのところで少し御報告させていただいておりますけれども、災害時の在宅酸素療法の患者さんの支援体制を検討するというので、関係者といたしまして、この在宅酸素療法をするに当たりましては、かかりつけ医の先生がいらっしゃるわけで、そちらのほうの先生を代表されます県医師会や、拠

点となる病院から呼吸器内科、呼吸器外科、呼吸器科の専門医の先生方、そして保健所や在宅酸素療法の機器等を取り扱っておられるメーカーなどで情報共有し、そして協議を進めているところでございます。

また、災害時のコーディネーターといたしましては、保健福祉部で4分野ございますけれども、この中で、災害医療コーディネーターを40名任命しているところでございますけれども、この中には専門的なコーディネーターといたしまして、透析分野でありますとか歯科とともに、この在宅酸素療法についてのコーディネーターを任命しておりますので、このコーディネーターのもと、今後進めていきたいと考えております。

古田委員

この毎日新聞で指摘されている点からすれば、75%が在宅酸素療法の患者さんを対象にするといいながら、88%が除かれているということですので、徳島県の場合も全員が対象になっていないように思いますので、市町村、それから担当のところと連携をして、是非、本当に死者ゼロを目指して、徳島県として対策をきちんとしていただきたいということをお願いしておきたいと思っております。

それから、委員会説明資料の危機管理部の主要施策の概要の中で、原発事故に関することが述べられていない、一言も触れられていないのですけれども、徳島県は伊方原発からは少々離れている、それから、関西のほうの福井県の原発からも離れておりますけれども、原発事故については防災対策特別委員会の中では触れられておりますし、防災計画の中でも書かれていることですので、やっぱり主要施策の一つに一言は付け加えて、対策をきちんとしていただきたいと思っております。徳島新聞の1月29日付の記事では、元事故調査委員会の委員長が原発事故は必ず起きる、原子力を扱う限り、事故は今後も必ず起きると認識すべきだと訴えられたということが載っております。福島原発事故もやがて4年になりますけれども、いまだに汚染水がどんどん海に流れ出ているということで、漁業者の方々も本当に憤りを、きょうのテレビなどでも言われております。ですから、県としてもそういった可能性はあるわけですので、主要施策の概要の中に一言でも入れるべきだと思いますが、その点はいかがお考えでしょうか。

松本危機管理政策課長

原子力の災害対策について、主要施策の概要の中に入れるべきだという御質問でございますが、東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故にかんがみまして、本県といたしましても、万一の原子力災害が発生した場合に備えて、昨年度、県の地域防災計画に原子力災害対策を新たに盛り込んだところでございます。

この計画では、特定の原子力施設における災害に特定せずに、全国の原子力施設における原子力災害を想定いたしまして、県が実施すべき対策といたしまして、事前対策、応急対策、中長期対策に分けております。

特に、その中で重点的に対応すべき事項といたしまして、情報の収集とか連絡体制、それと被災自治体からの避難者の受入れの広域避難対策、それと、県民の方への情報の伝達体制を中心に対応方針を取り決めておりまして、現在、この計画に沿って、広域避難の受

入れ方策検討とか情報伝達の訓練に参加して確認を行うなど、原子力防災対策に取り組んでいるところでございます。

古田委員がおっしゃるように、重要施策の概要としては記載はしてございませんが、この原子力対策につきましても、このような方策を様々取り組んでいるところであり、重要な事項であるということは認識をしております。

古田委員

平成27年度の分には間に合いませんけれども、次の年度には、是非それも加えていただきたいと要望しておきたいと思えます。

何よりも、原発はもうゼロに、原発は廃炉にということ、是非県からも上げていただきたいということ、最後につけ加えておきたいと思えます。

最後に、徳島化製事業協業組合への補助金について、この骨格予算では入っておりませんが、本会議でもお聞きをしましたが、平成27年度の肉づけ予算の中で付け加えるかもわからないというような答弁でしたので、私は一民間企業に1億円もの補助金、平成26年度は1億円を少し切っておりましたけれども、約1億円もの補助金を出し続ける。平成6年度から出しておりますので、総額47億円です。その徳島化製事業協業組合の理事長さんは、かつては四国長者番付の1番になった人で、そういう人のところにいつまでも補助金を出すということで、今、新町西再開発の事業が徳島市のほうで取り組まれようとしておりますけれども、あそこの敷地内にもビルを買い占めている。それから問屋町のところにもビルをかって、今、ネオンサインがついております。そういったこととか、私たちのところには北海道とか愛知県の名古屋市のほうからも、徳島化製事業協業組合のことについて、いろいろ問題がありますという情報が届いてまいります。ですから、もう全国展開をしている企業に県が補助金を出し続けるということは、大きな問題だと思います。全国で、このような補助金を出しているところはないわけです。ですから、きっぱりと中止すべきで、肉づけ予算にも入れるべきでないと思うのですけれども、そのあたりのところをお伺いしたいと思えます。

西條安全衛生課長

ただいま、古田委員のほうから、徳島化製事業協業組合の補助金について、やめるべきではないかという御質問を頂戴いたしました。この徳島化製事業協業組合への補助金についてでございますけれども、私ども所管しております制度につきましては、化製場衛生確保対策事業補助金というものでございまして、この中身につきましては、環境の保全や畜産副産物のリサイクルなど、非常に高い公益性を有していることから、適正に処理する経費の一部に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものでございます。

その内容といたしましては、県下の食肉センター等における食肉生産工程で生じます獣骨、脂、内臓などの畜産副産物を化製事業者が適正に処理する経費に対しまして、補助してきたものでございます。

当該補助金につきましては、広く県民の日常生活に密接なかわりを持ちます公益性、必要性が高い事業であると認識しておりまして、今後におきましても、他の事業と同じよ

うに補助の事業の目的、有効性、効率性などについて引き続き見直しを行い、検討を行ってまいりたいと思います。事業の適正な執行について努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

古田委員

本会議でも指摘をさせていただきましたけれども、その収支報告も勘案して補助金は決めるべきだということを、監査報告書でも述べられています。ここは赤字企業ではないわけですから、いろいろな事業を展開して黒字を出している企業ですので、化製事業を推進すると言いますが、県下ではほかにもあるわけで、そんな破格の補助金を一民間企業に出し続けるというのは問題だと思いますので、この点は、良識ある皆さんですので、是非判断していただきたい。それと、アベノミクスでどんどん大企業には優遇し、そして、庶民には消費税増税や社会保障の改悪などで負担ばかりが押しつけられているような状況の中で、そういう大もうけをしている企業に対して、更に補助金を出して応援すると、こういう格差を広げるようなやり方をやめなければ、徳島県は良くなれないと思います。ですから、そういったところを是非とも加味していただいて、きっぱり中止をしていただきたいということを、強く指摘をして終わります。

杉本副委員長

私は、平成16年にも災害救助法を適用してもらい、昨年もしていただき、一生涯で2度も災害救助法適用になりました。危機管理部も、去年は私以上でなかったかと思いますが、台風11号、12号、そして大雪、それからついでもう一つ、牟岐町の直下型地震。西沢議員がおっしゃったのが合っているようです。もう20年ぐらい前になると思うのですが、確か京都大学へ行って聞いたのですが、平谷地区に小さい地震がずっと連続してあるのだそうです。それを探ってきて、地下に地震計を入れて10年ぐらい調査しておりました。ですから、あの辺で西沢議員がおっしゃった洞切から南へ向いては、四国山脈の中にあるのではないかと、このように思いますけれども、合っているか間違っているか、ちょっとその辺はまゆつばで聞いていただきたい。

さて、幸いにして全員が頑張ったおかげで、人命というのは失うことなく済ませたということは、大変有り難いと思っておりますが、南海地震等々になりますと、実際はこんなものではないと思います。想定外という言葉ができましたように、我々が想像できないような話の中で、右往左往するようになるだろうと思っておりますが、それをどうしていくかということ去年経験したことを含めて足し算にして、これからどのような決意で部長さんが考えていかれるのか、決意表明していただきたい。これから3度目に遭わないように、私はいたしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

床桜危機管理部長

まず、一連の災害を総括するという話でございます。夏の豪雨災害、年末の豪雪災害、そして先日の南部の地震ということでございまして、特に豪雨災害、豪雪災害につきましては、10年ぶりとなる災害救助法の適用、それも2度適用させていただいたのは初めての

ことではないかと思えます。大変厳しい対応を迫られたわけですが、我々としても、人的被害を何とか最小限にとどめることができたと考えております。広島の大規模災害のことを考えると、その点に対応としては良かったと実は思っておりますが、一方ではやはり、それぞれについて課題もあると考えております。

豪雨災害につきましては、先ほど御説明させていただきましたけれども、行政側の対応と住民側の対応、避難について随分ギャップがあったということであり、これはやはり埋めていかないと、本当に南海トラフ巨大地震のときには、非常に厳しい状況になると考えておりますので、これはしっかりと対応していきたいと思っております。

また、豪雪災害につきましては、やはり通信手段。住民との連絡手段というのは生命線になりますので、それが途絶したということは、大いに反省しなければならないと考えておりますし、それに対しても、自立型の電源、エネルギー、先ほど大西委員もおっしゃいましたけれども、そうした新しい機器といったことも十分考慮しながら対応していくことが、防災力を高めていく一つの大きなかぎになると考えております。

加えて、東部につきましても、いろいろ訓練をやってまいりました。起きた直後の対応、あるいは2日、3日の対応ということにつきましては、一定の対応能力というのは高まってきたわけですが、やはりそれが長期にわたる場合や連続した場合。これは、当然職員もローテーションを組んでいるとはいえ、疲弊もしてまいりますし、10の能力持っている人間も、疲れてきますと5の能力しか発揮できないということもあります。やはり、そうしたことの体制の組み直しというものも、今後考えていかなければならないと思えますし、加えて、これから人事の季節に入りますけれども、人事当局にも必要な人員はしっかりと確保してほしい。加えて、数だけではなくて、職員にも平時向きの人間と災害時向きの人間とがあるわけです。やはり、そういう危機に強い、感性の高い職員の配置を、是非お願いしたいといったことも申し上げていきたいと、このように考えております。

あとは、人がカバーできない分については、先端的な技術をもってカバーするというところで、ヘリサット搭載の新型のヘリコプターを導入するとか、ドローンという小型の無人のヘリコプターについての実証実験も是非やっていきたい。人のつながりと技術のつながりをもって、是非ともこの南海トラフ巨大地震、これを迎え撃ちたいと、このように考えているところでございます。よろしくお願いたします。

杉本副委員長

私が今年の消防の出初め式に行って挨拶したのが、今までは、常識的には災害は忘れたころにやってくるという言葉ですが、これからは、忘れぬうちにやってくるという認識で考えていかなければならないのではないかと。この50年間で、自然災害は約20倍に増えている。これは量だけでなく、大きさとか強さも20倍になっているという話でございます。是非、我々が安心して暮らせる社会、これは何にしても一番でございます。戦争なんて言っても、先に災害でやられてしまうということになれば、何の平和かわからなくなるということが、日常茶飯事でそこにいつでもあるのですから、是非、強い視線、高い視線で見ていただきたいと思います。お願いして終わります。ありがとうございました。

岡田委員長

先ほど、大西委員がLPガスの普及の話で質問をされましたが、県のLPガス協会さんと徳島県が協定を結ぶということで、LPガスは災害に一番有効なエネルギー源であるので、避難所になっているところに、できるだけLPガスのガスボンベを置いてもらったり、ガス器具を設置してもらったりという取組を進めていただいていると思います。

そして、もう一つ、大西委員がおっしゃっていたエネファームは、LPガスをボンベではなくてタンクで補充するようになっていきますので、そのタンクの安全性とか耐震性も、併せて支援していただけるような体制づくりができれば有り難いというお話と、それともう一つは、LPガスを使った発電機というのが最近できておまして、それが大体20万円か30万円ぐらい、なかなか普及しておりませんが、それが多分一番便利なのではないかと思えます。

9月1日の県の防災訓練のときに、LPガス協会さんが実物を展示されておまして、一番に県警の本部長が視察されて、これは良いということで、非常に興味を示されていたのが印象的でした。やはり、ガソリンや軽油や灯油などを移動させる安全性から考えると、ガスボンベの移動は災害時には非常に有効ですし、また、いろいろ危険物等々の表示は必要ですが、コンパクトで運搬に非常に便利で、取扱いも簡単であるし、また逆に言うと、危険物なので危険ですけれども、取扱いを間違わない限り安全に活用できるという、エネルギーとしては非常に有効だと思うので、つけ足して要望させてもらいたいと思います。

ただ、エネルギーに関しては偏ることなく、電気であったり太陽光であったりという、いろいろな部分でマルチな対応をしていく。一つに偏るとというのが一番危険だと思いますので、それぞれで対応していただくのも併せて要望させてもらいたいと思います。

それで、我が会派の岩丸議員がこの間の議会でも質問されておりましたが、大学生の消防団の取組ということで、京都のほうに会派で視察をさせてもらいまして、研究させてもらっているところがあるのですけれども、12月に鳴門市の消防団の夜警を訪問させてもらったときに、鳴門教育大学の地区というのは新興住宅地になっていて、昼間は教育大学の学生さんしかいなくて、夜になると住民の方が帰ってくるのですけれども、昼間の治安を守る、消防、防災を守るために、大学生の方に御協力願えませんかというようなことで、いろいろ大学にもアプローチされて、取組をしてくださっているようですけれども、なかなか学生さんのほうの動きがいま一つだったので、また県のほうからもお声がけしてくださいということで要望を頂きました。

その鳴門市の取組として、まず小学校で、その地区は、小学校の児童が毎年決めた日に拍子木を持って夜警に回っております。それで、その参加者が大体毎年増えていて、去年訪問したときには、幼稚園から小学校5、6年生までの子たちが、男女合わせて100名くらい、あとお母さん方とかを含め、世代を超えての交流で夜警回りをされていました。それで、小学校の取組としては、地域を守ろうということでそれぞれ取り組まれているし、中学校では、中学校ボランティアというのを立ち上げている学校もあって、生徒がふだんの美化清掃にも協力されているのですけれども、それ以外に、地域の自主防災会主催の防災訓練で炊き出しも一緒に行って、そのボランティアの子供たちも参加して訓練をされています。高校においては当然、鳴門高校にも防災クラブがあって、9月1日に鳴門市で午

前中防災訓練があったのですが、そのときに、生徒たちは毛布で担架を作って、男子たちは力があるので病人にふんした人を運ぶという役を、自衛隊の人とか地元の自主防災会の人たちと一緒に訓練をしていました。

小学校、中学校、高校と、ずっと防災訓練や地域の方とのコミュニティーということで、それぞれ取組をされているという学校が増えてきております。その中であって、やはり核となる大学の皆さん、本当なら大学生の皆さんは力も知識もあるので、一番に率先していろいろな取組をしていただきたいと思うし、今頂いたプロジェクトの中を見ますと、会長さんが徳島大学の学長さんで、副会長さんが徳島文理大学の学長さんということで、学長挙げて危機管理部のプロジェクトに参加されているということです。その方たちが先頭を切って、地域防災のほうにも学生さんに呼びかけをしてもらって、学生さんを取り込んで、できる取組を是非してもらいたいと思いますし、また、昼間にはその学生さんの力を借りて、地域での防災力を高めていくというきっかけづくりをしてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、岡田委員長から、特に地元の鳴門市でのたくさんの取組を御紹介していただきながら、ちょうど鳴門市には鳴門教育大学がありますし、非常に防災でも力を発揮できるでしょうから、こういう方たちと連携して地域防災をやっていけばという御提案を頂いたところでございます。

委員長のお話の中で、地元の消防団の団長さんや分団長さんから大学への働きかけ、県のほうからもというお話がございまして、実は私どものほうでも、鳴門市の消防団や消防本部の皆様と一緒に、平成25年度と26年度に鳴門教育大学のほうにお話に参加しまして、今後大学生の方に協力していただいて、地域防災の一つの核になっていただくのになどのように進めていきたいと思いますかということで、一緒にお話をさせていただいているところでございます。

その中で、だんだん広まってきた取組といたしまして、平成25年度には鳴門市が鳴門教育大学で防災訓練を行い、その際に私どもも参加して、消防団の加入促進の啓発を学生の方にさせていただきました。また今年度は、11月の大学の鳴潮祭に、これも鳴門市の消防本部、それから消防団員の皆様と、消防団応援ブースというのを出店させていただきました。そこで実際にその消防団の方が啓発をするところ、例えばAEDの操作実習でありますとか、あるいは消火器の訓練などをすることも見ていただきながら、実際の消防団の活動も見ていただきながら、学生の方や大学祭に遊びに来られた方にもアピールをさせていただいたところでございます。

このように、こちらにつきましては委員長がおっしゃったように、地元の消防団の方が積極的に大学生を受け入れたいということで、私どもと一緒に協力して動いていただいておりますので、今後こういう取組をしっかりと続け、また大学側にも働きかけるとともに、ちょうど今、来年度の当初予算でお願いしているところですが、例えばこういった学生を含めた若手団員の育成、それから、鳴門市は今の委員長のお話の中にもありましたように、少年消防クラブの活動なども盛んでございますので、少年消防クラブや新たな担

い手としての女性団員とか、そういった人材育成や、もろもろ消防団の方が中心となって地域防災力を上げる活動につきまして、今度少し補助をさせていただきます。例えば、訓練に必要な資機材であるとか、あるいは説明会などを行う際の経費であるとか、そういったものを補助させていただいて、先進的に頑張っている消防団を応援していきたいということで、新規予算をお願いしているところでございます。ですので、こういったものも市町村によくアピールして活用していただきながら、例えば、この地域の特性に応じた大学生というすばらしい人材がいらっしゃいますので、そういったところへの働きかけなど、いろいろな地域の特性に応じた地域防災力の充実強化、それを応援して一緒にやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

岡田委員長

ただ、消防団の正式な活動になると、その助成金は活動に関しての必要な備品をといるお話だったのですけれども、一つ問題なのが、やっぱり命にかかわる部分の最前線で仕事をする可能性もあるということで、保険制度であったり、後々の対応というのもやはり必要になってきます。その身分の保障というところを併せて考えていかないと、やっぱり補助的なサークル活動から前に進んでいくことができないのではないかと思います。

それに関しては、また今後の課題として検討してもらいたいと思っておりますし、まずは、そのきっかけとなる導入部分として、今の助成金というのは非常に有り難いと思っておりますし、まずは、ヘルメット買って装備してというところから入ってもらわないと、身の安全をまずは守ってもらう態勢から入ってもらうことが、消防団活動の一番大事なことではないかと思うので、それに関して助成してくださるというのは非常に有り難いと思っておりますし、また、参加しやすくなると思っておりますので、是非続けていただきたいと思っております。

特に鳴門教育大の場合でしたら、今、徳島県の教育委員会が各県立学校に防災士を置くという取組をされてますし、また、県立学校全部に鳴門高校にもあるような防災クラブを置いて、指導者をつけて防災に関する教育をしていこうという取組をされておりますので、大学との連携というのは将来教師になろうとか、地域のリーダーになろうという方々の、そういう分野での学校とのかかわりという部分で、非常に良い経験ができると思っておりますので、良い部分、また危険な部分はきちんとお知らせして、できる取組からまず始めてもらって、訓練を積んだ上で消防団の人と一緒に活動するというような段階を踏んでいく必要はあると思っております。

やはり、学生のときしか経験できないということもあるし、時間的な余裕もあって学生のときにしていたということが、社会に対してすごく有効な活用になるかもしれませんし、また企業においては率先避難誘導とかBCPで取り組まれているので、授業以外で学ぶということ、地域と連携して学ぶということが非常に有効である、大切であるということ、30年以内に70%で南海トラフ地震が起こると言われている徳島県の危機管理部としては、学生たちが将来を担って危機を回避していってもらわないといけないということ、是非、もっとPRして参加していただけるような体制づくりをしてほしいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

野々瀬消防保安課長

ただいま、委員長から、学生のときの活動も含めて、また、卒業して企業に入ったときでも率先避難者になるとか、いろいろなところでこういった地域防災力を上げる取組ができるようにといった御指摘と思います。

そこで、もう一度補足させていただきますと、今、御提案させていただいております助成事業も、学生のみに限らず、それこそ地域の特徴に応じて、例えば、消防団員をたくさん抱えていらっしゃる消防団を応援する協力事業所とともに、何かやりたいという市町村でございましたら、そちらの方たちと連携するために必要な資機材や、あるいはソフト経費とか、正に地域の特性に合った形で使っていただければと思っております。

そして、委員長も御指摘のように、まず学生の方全員すぐに消防団に入ってくださいということだけでなく、これをきっかけに、もしかしたら大学の中のクラブ活動として、余り大きな危険を伴わないようなことをなさったりすることもありますでしょうし、あるいは、ふだんは消防団の方に指導していただいていた訓練などが中心かもしれませんが、そこで自分の身を守る、あるいは周りの方の身を守るという力をつけていただきましたら、将来、特にこちらの大学でしたら、先生になられることもあって、生徒さんの指導をするということもありますし、あるいは、どこかの企業とかに入られても、その企業の地域を地域の消防団の皆様と一緒に守るといったこともございますので、いろいろな大学であるとか、企業であるとか、それぞれの地域に応じた形で、消防団の方が防災に取り組む方たちを育成する取組について支援して、県下全体的な地域防災力の向上、そういったことを図ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

岡田委員長

もう一つ、先日、岡山のNPO法人AMD Aという海外医療支援の方と徳島県が協定を結んだということが、この戦略的災害医療プロジェクトのほうにも書かれております。

実際、AMD Aの皆さんはお医者さんで、日本人のお医者さんが世界の災害地に向けて活動されているというのが岡山にある団体であって、そのネットワークの中で、このたび徳島県が協定を結んだというのは、逆に、徳島県の発災時に外国からお医者さんたちが援助に来るという体制づくりのための協定ということで、非常に有り難い話ですけれども、ただ一つ心配なのは、東日本大震災のときに外国人医師が診療行為ができなかったということで、受け入れ態勢が整っていなかったためなのか、医師免許のためなのか、それとも国と国との話のためなのか、ちょっとその辺の情報がいろいろ出てきているようです。

そのAMD Aの皆さんが考えているように、外国人の医師が徳島県に救援に来たときに、危機管理部としては、きちんと活動してもらえるような体制づくりについて、どのように考えているのですか。

鎌村災害医療上席推進幹

ただいま、岡田委員長より、AMD Aについて、そしてこの外国人医師の災害時における活動、活躍ということについてでございます。

南海トラフ巨大地震をはじめとします大規模災害時におきましては、本当に大勢の医療

従事者の方を必要とすることから、国内からはDMATを含めました医療支援チームの受入れはもとより、外国人医師の活用についても検討していく必要があるということでございます。

こうした中、本県では、ただいま御紹介がありましたように、この2月3日に保健福祉部が窓口となりまして、国内外で災害医療支援活動の実績がありますNPO法人AMD Aと、「南海トラフ巨大地震等における医療救護活動に関する協定」を締結したところでございます。

「戦略的災害医療プロジェクト」の中間取りまとめ(案)におきましても、こうした海外で活躍する医療支援組織との連携強化を主要施策に位置づけさせていただいております。このAMD Aが有しております海外での豊富な経験と、そのノウハウに基づく助言も頂きながら、災害医療体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

また、ただいま御指摘がありましたように、東日本大震災におきましては、発災後、諸外国から多数の医療支援の申入れがあったということでございますけれども、医師法の規定上、日本の医師免許がなければ医療行為ができないということから、実際に従事した医療支援チームというのは、お聞きになりましたように、限定的であったということでございます。このことから、徳島県におきましても、関西広域連合として、大規模災害発生時に、日本の医師免許を有しない外国人医師が救命医療に従事することが可能となる特例的な制度化につきまして、国に対し提言を行ってまいりましたが、今なお、まだ制度化には至っていないところでございます。今後、引き続き保健福祉部とも連携いたしまして、国に提言を行っていくことで、災害時に外国人の医師も活用できる基盤づくりを進めてまいりたいと考えております。

岡田委員長

世界の医療チームとの連携ができたということで、非常に心強い話ですし、また、小エリアの災害であれば、国内からのDMAT、他県からの応援ということで、徳島県への医師の派遣ということをしてくださるネットワークはできているのは承知しておりますが、ただ今回の場合、想定しているのが本当に南海トラフ地震ということで、東京、静岡からずっと九州までというエリアになってくると、やはり被災をされている地域が多くなったら、多分、その地域からの医師の派遣というのは全くなくなるし、日本国内の人口の多いところに医師の皆さんが先に移動していくのではないかと思います。

そうなったときに、やはり徳島県として、徳島県のお医者さんは当然皆さん頑張っているだけでも、その頑張る範囲を超えてしまっているような災害が起こった場合には、やはり海外からの医師の派遣ということで、今回、AMD Aとの提携をされたと思います。

けれども、そうなったときに、やはり受入れ態勢として日本の医師法の問題があると今お話がありましたが、それを前提に、ただし、本当にやむを得ない緊急の場合にはどうやって対応するのかというのが、想定外を想定しての話になってくるのですが、やはり、その想定外を想定して、外国人の医師が働いてもらえるような、例えば通訳の問題であるのか、それとも医療方法の違いであるのかというのは、留学経験がある医師とか、外国人の医師との交流という部分で実際のやり取りをされながら、治療方法の違いなどの見極め

も必要になってくると思います。

先ほど杉本副委員長もおっしゃっていましたが、2月6日の地震というのは、それを考えさせられるようなきっかけになったのは事実だと思います。ちょうどそのタイミングに、せつかくその医療支援組織との連携ができたので、是非、外国人医師の受入れを徳島県はどうするんだという部分での考え方、また関西広域連合ではどうするんだというところを、是非、徳島県がリーダーシップをとりながら、決めていただける糸口を見つけてもらって、関西広域連合では外国人医師を受け入れますということのできるような、住んでる人たちが安心できるような、一つのベースを作っていただきたいと思うので、今後取組を進めてもらいたいと思いますが、部長はそのことに関してどう思われますか。

床桜危機管理部長

今、災害医療についてのプロジェクトの展開をさせていただいております。実は今、中間的な取りまとめということで、今年の秋ごろを目途に、まだ複数回させていただこうと思っております。

一つは、今、御指摘を頂いたような、国際的な医療協力体制ということでございます。このことにつきまして、今後、複数回予定される中で、まずはそのAMD Aの活動であるとか、今ある制度の限界、あるいは、どこを改善すればより人の命を助けることに結びつくのかなどについて、具体的なそうしたお話の場も持ちたいと、このように考えております。

あわせて、先ほど大学生という話も頂きましたので、その災害医療の中でこれからワークショップ、また都市部においてやりますので、そうした大学生の方を交えた形での展開、また、外国人医師をどのようにして活用し得るのかというような課題、そういったことについてもしっかりと、このプロジェクトの中で議論も進めていきたいと、このように考えております。

いずれにせよ、制度の壁によって人の命を救えないということはあってはならないと思いますので、やはりそうしたことを少しでもブレイクスルーするような取組ということは大変重要と考えておりますので、今後ともしっかりと検討を続けてまいりたいと、このように考えております。

岡田委員長

是非、よろしくお願ひしたいと思ひます。危機管理部の皆さんに託された課題はたくさんありますが、課題解決先進県の徳島でございますので、先頭を切つて解決してもらつて、やはり徳島で住んでいて良かった、災害後にも徳島で住んでいて良かったと思えるような徳島県にしていただきたいと思ひます。

ほかに質疑はございませぬか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました危機管理部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理部関係の付託議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第1号、議案第4号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、
議案第30号、議案第64号、議案第66号

以上で危機管理部関係の審査を終わります。

本年度最終の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げます。

床桜危機管理部長をはじめ理事者各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審査に御協力頂き、深く感謝の意を表する次第でございます。

また、審査の過程において表明されました委員の意見並びに要望を十分尊重せられ、今後の施策に反映されますよう、強く要望してやまない次第でございます。

終わりに当たりまして、皆様方には、ますます御自愛いただきまして、それぞれの場で今後とも県勢発展のため御活躍いただきますよう祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

床桜危機管理部長

危機管理部を代表いたしまして、一言、お礼を申し上げます。

岡田委員長さん、杉本副委員長さんをはじめ委員の皆様方には、危機管理部の所管事項の審議を通じまして、各般にわたり御指導、御鞭撻を賜り、誠にありがとうございました。

委員の皆様から頂戴いたしました貴重な御意見や御提言、御指導を踏まえまして、本県の防災、危機管理、くらし安全行政を、より一層推進してまいりたいと考えております。

今後とも、御支援、御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員の皆様方のますますの御活躍を御祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

岡田委員長

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時11分)